半田市営住宅管理人設置要綱

(目的及び設置)

第1条 半田市が行う半田市営住宅の維持管理業務を合理的かつ円滑に処理するため、 市営住宅管理人(以下「管理人」という。)を置く。

(管理人の委嘱等)

- 第2条 管理人は、市営住宅の入居者及びその同居親族のうちから、適当と認める者を 市長が委嘱する。
- 2 管理人は、同居の親族と協同して、その業務を遂行する。

(管理人の解嘱等)

- 第3条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当する場合は解嘱する。
- (1)管理人から、やむを得ない理由により辞職の申し出があったとき。
- (2)管理人が傷病等のため、業務の遂行に支障があるとき。
- (3)住宅を退去するとき。
- (4)その他市長が不適当と認めたとき。

(管理人の業務)

- 第4条 管理人は、別に定める市営住宅管理人業務処理要領に基づき、適当な業務の遂 行に努める。
- 2 管理人が担当すべき市営住宅の戸数等は、別表のとおりとする。

(管理人の謝金)

- 第5条 管理人は、1月につき次に定める金額を謝金として支給する。
- (1)市 職 員 管理戸数×70円+月割額1,300円
- (2)市職員以外 管理戸数×90円+月割額1,300円
- 2 謝金の支給期間は、管理人の委嘱の日の属する月から、管理人の辞職の日が月の末日である場合はその月まで、末日以外の場合は、その前月までとする。
- 3 謝金は、半期ごとに精算して支給する。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

市営住宅管理人管理戸数

住宅名	棟	管理 戸数	備考	住宅名	棟	管理 戸数	備考
緑ヶ丘	1 • 2	3 2		長根西	A	3 2	
緑ヶ丘	3 • 4 • 7	4 0		長根西	В	4 0	
緑ヶ丘	5 • 6	4 0		長根西	С	4 0	
緑ヶ丘	8 ~ 11	5 6		桐ヶ丘	1 • 2	1 8	
緑ヶ丘	1 2	4 0	1~4 階	宮本	1 ~ 3	4 2	
緑ヶ丘	1 2	4 0	5~8階	宮本	4 · 5	3 6	
一本木		2 4		城ノ上	A ~ E	2 0	
一本木西	A · B	2 4		板山	1 ~ 3	2 4	
上 池		2 4		鴉 根	1 • 2	3 0	
上池東	A ~ E P ~ T	3 8		君ケ橋	1 • 2	3 6	
上池東	F~O	3 9		君ケ橋	3	3 1	101 ~ 104,201 ~ 204,301 ~ 304,401 ~ 404,501 ~ 504,601 ~ 604,701 ~ 704,801 ~ 803 号
大 高	1 ~ 3	6 6		君ケ橋	3	3 2	上記以外の号室
大高	4 ~ 6	4 8		君ケ橋	4	3 2	101 ~ 104,201 ~ 204,301 ~ 304,401 ~ 404,501 ~ 504,601 ~ 604,701 ~ 704,801 ~ 804 号
横川		2 4		君ケ橋	4	3 1	上記以外の号室
長 根	1 • 2	1 8		合	計	997戸	